

大分県ホームページ広告掲載に関する契約書（案）

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、大分県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）におけるバナー広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、別紙「大分県ホームページ広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）、「大分県ホームページ広告掲載要領」（以下「要領」という。）及び「大分県ホームページ広告掲載仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、県ホームページへバナー広告の掲載を希望する広告主を募集するとともに、甲が管理する県ホームページにバナー広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

2 乙は、甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務を以て業務を行わなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から翌年3月31日までの間とする。なお、広告掲載期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

（広告枠数及び契約金額）

第3条 広告枠数は、8枠とし、契約金額は¥、 、 、 、 、 とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥、 、 、 、 ）

2 8枠を超えたバナー広告1枠あたりの月額契約金額は¥、 、 、 、 とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥、 、 、 、 ）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、大分県契約事務規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

（第4条 契約保証金は¥、 、 、 、 とする。）

（契約金の納付方法）

第5条 乙は、基本広告枠のバナー広告の契約金として、甲の発行する納入通知書により、別途指定する期日までに納付しなければならない。

2 乙は、8枠を超えたバナー広告の掲載料として、令和7年4月分から6月分を令和7年7月末までに、令和7年7月分から9月分を令和7年10月末までに、令和7年10月分から12月分を令和8年1月末までに、令和8年1月分から3月分を令和8年4月末までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 乙は、前項で規定する金額を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合はこの限りではない。

(契約金の減額)

第6条 甲は、要綱第15条第1項により契約金を減額する場合は、減額する金額を、日割り計算により算出するものとする。ただし、当該金額には利息を付さない。

(協議による契約の解除)

第7条 甲は必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき
- (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき
- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除できるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき

(損害賠償)

第10条 乙はその責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約にかかる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(下請けの禁止)

第12条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第13条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を本契約中はもとより、本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

(危険負担)

第15条 契約締結後、広告掲載開始日までに甲、乙の双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、一切、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙